

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 営業時間短縮の協力要請について

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 2 4 条第 9 項に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間	令和 2 年 1 2 月 2 8 日 (月) 午後 1 0 時から 令和 3 年 1 月 1 2 日 (火) 午前 5 時まで
2 対象施設	<p>(食品衛生法の営業許可を取得している以下の施設)</p> <p>① 接待を伴う飲食店</p> <p>※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号に該当する営業を行う店舗</p> <p>② 酒類を提供する飲食店 (カラオケ店等を含む)</p>
3 対象区域	<p>仙台市青葉区国分町 2 丁目及び同区一番町 4 丁目 (定禅寺通、広瀬通、東二番丁通、晚翠通に囲まれた区域)</p>
4 要請内容	<p>午前 5 時から午後 1 0 時までの時間短縮営業</p> <p>※以前から、午前 5 時から午後 1 0 時までの時間の範囲内で営業している店舗は、要請対象外</p>

■ 時短要請相談窓口 (コールセンター) 電話 022-211-3540
受付時間 9:00~17:00 (1/1~1/3を除く)

営業時間短縮の対象区域

